

東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針（原案）について

1 住宅市街地の開発整備の方針について

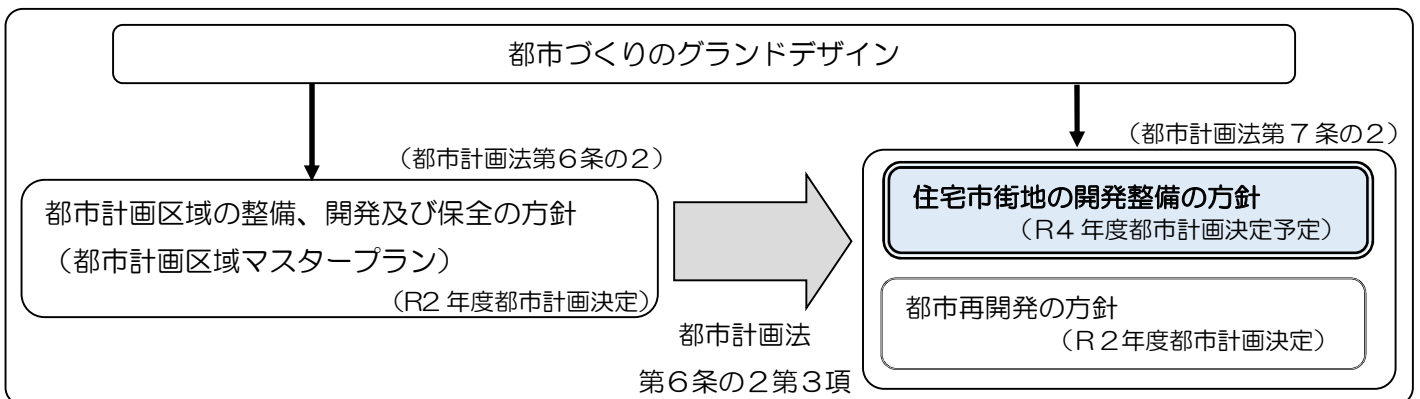
住宅市街地の開発整備の方針は、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして、都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の構想の明確な位置付けを行うものです。あわせて、住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業及び都市施設等の計画を一体的に行うことにより、住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動等を適切に誘導すること等を目的として東京都が定めるものです。

今回、「都市づくりのグランドデザイン」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の住宅市街地の整備の内容に合わせ、住宅市街地の目標や開発整備の方針等を修正するとともに、事業の進捗を踏まえ、重点地区を見直すため、平成27年3月策定の現行計画を改定します。

（港区における重点地区の新規・変更箇所については、別表のとおり。）

2 位置付け

住宅市街地の開発整備の方針は、都市計画法第7条の2第1項第2号により、都市計画として定めるもので、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」等と整合を図り策定するものです。



3 これまでの経緯と今後のスケジュール

令和3年11月18日付け 東京都からの縦覧依頼

令和3年12月1日から12月15日 都市計画原案の縦覧

令和4年1月20日及び24日 公聴会の開催

令和4年6月 都市計画案の公告・縦覧

令和4年7月 港区都市計画審議会へ諮問

令和4年9月 東京都都市計画審議会へ付議

令和4年10月 都市計画変更